

## インド民主主義体制における言語問題 －政府のウルドゥー語政策－

### Language Issues in Indian Democracy -The Urdu Language Policy of the Central and UP Governments-

林田 孝子  
Takako Hayashida

The present article analyses how the Indian National Congress tried to mobilize the Muslim vote, with a special focus on the Congress's Urdu policy.

India is the world's largest democracy, but also a multi-ethnic, religious and linguistic nation. Since the Constitution of India stipulates secularism as one of the main principles of the nation, no political parties can take any policy based on religious grounds. However, the Muslim community has constituted an important vote bank for the Congress. Therefore, the Congress needed some policy tacitly wooing the Muslim community.

The article deals with two issues, i.e. the status of the Aligarh Muslim University (AMU) and the Urdu issue in Uttar Pradesh (UP). Both AMU and Urdu are important Muslim symbols. The Central Congress Government granted "the minority character" of AMU. The Congress also initiated steps in 1980 to make Urdu the second official language of the UP state, and the State Assembly finally passed the Urdu Language Bill in 1989.

Since then, two major changes have taken place in UP. First, ironically Congress lost the UP election by a huge margin in 1989, and a non-Congress government was formed. This means Muslims did not support the Urdu policy of Congress. Secondly, the Urdu language controversy led to deterioration of the relationship between the Hindu and the Muslim communities. Thus, the Urdu policy of Congress not only made no substantial contribution to the betterment of Muslim life but escalated the tension between the Hindu and Muslim communities.

The Bhartiya Janata Party is said to have challenged the principle of secularism in Indian politics. However, Congress also played an important role in communalizing Indian politics.

#### はじめに

インドは世界最大の民主主義国家であり、民族、宗教、言語の面で多様性に富んだ国家である。このような状況の中でほぼ定期的に行われている選挙では、各政党による熾烈な選挙民獲得競争が繰り返される。インド

の宗教人口はヒンドゥーが82%を占めるが、選挙に際しては、ヒンドゥーがカースト等を基盤とし分裂して投票するために、ヒンドゥー票よりムスリム票の動向が重要となる。ムスリムは最大のマイノリティーであり、まとも投票する傾向が強いとされる。さらに分離独立によってインドにムスリムの利益を

代表する政党がない<sup>1)</sup>。従って、各政党はムスリム票獲得に躍起になる。しかしセキュラリズム<sup>2)</sup>を国是とするインドでは、特定の宗教集団を対象とした政策を打ち出すことができない。そこで各政党はムスリム対策を模索することになる。

本論の目的は、国民会議派（Indian National Congress、以下会議派）がこの政治状況の中で具体的にどのような政策を採って、ムスリム票を獲得しようとしたのかを分析することである。その点を明らかにするために、会議派政権のウルドゥー語政策に焦点を当て、会議派がムスリム対策ということを前面に出さずに、いかにしてムスリム票を得ようとしたのかを考察する。

## 1. ウルドゥー語とムスリムの関係

現在、ヒンディー語＝ヒンドゥー、ウルドゥー語＝ムスリムという結びつきがあるが、これは19世紀に入ってから生じたものである。そもそも両言語はカーリー・ボーリーという単一の言語システムであり、19世紀から徐々に分化していった〔Brass 1974:128, Khubchandani 1997:57〕。イギリス植民地下のインドにおいて、イギリスはカーリー・ボーリー言語の2つの形式、すなわちヒンディー語とウルドゥー語間の相違を、さらにはヒンドゥーとムスリムの2つの宗教グループ間の相違を強調する言語政策を採った〔King 1994: 53, 118〕。これを分割統治の一形態とみなすことができる。また、インド国内の指導者も言語問題を利用した。宗教を基盤とした政治エリート指導者は、北インドにおいて言語をシンボルとして利用し、言語意識の分化をもたらした〔Brass 1974: 129-138〕。

ヒンドゥー側、及びムスリム側の社会改革

運動、それに続く独立運動の指導者は、大衆を各自の運動に参加させるためにそれぞれ共通語が必要となり、そこで両言語が利用されることになる。ヒンドゥー側のアーリア・サマージ運動の指導者は、ヒンディー語の普及を進めた。〔Das Gupta 1970: 45, 82〕。他方、アリーガル運動の指導者とムスリム政党であるムスリム連盟の指導者は、ヒンディー語運動を反ウルドゥー語政策とみなし〔Das Gupta 1970: 105〕、ウルドゥー語をムスリム間のコミュニケーション言語にすることを目指した〔Khan 2001: 158〕。その後、ウルドゥー語はムスリム分離主義のシンボル〔Das Gupta 1970: 26〕、ムスリム・アイデンティティと同一視されるようになった〔Rahman 2000: 75〕。このような背景の中で言語・文字・宗教の一致が進められたのである。つまり、ヒンディー語・デーヴァナーガリー文字・ヒンドゥー、ウルドゥー語・ウルドゥー文字・ムスリムという結びつきは、政治的に作られた過程とすることができる<sup>3)</sup>。

このようにして確立されたウルドゥー語は、言語と宗教の関係においてまさに特殊な言語である。それは他の言語に関して、同一言語話者が異なる宗教を擁していることによる。例えば、ベンガリー語話者にはヒンドゥーもいればムスリムやクリスチャンもいる。つまりウルドゥー語とムスリムの結びつきは、言語と宗教が一致している唯一の例外なのである。ムスリム全てがウルドゥー語話者ではないが、その反対つまり、ウルドゥー語話者全てはムスリムである。要するに多言語国家であるインドにおいて、唯一宗教色を持つ言語がウルドゥー語なのである<sup>4)</sup>。

インドは連邦国家であるため、公用語一般というものはなく、中央レベルと州レベルに対応して特定される。中央レベルの公用語は

ヒンディー語、準公用語は英語である。州レベルの公用語は、各州議会によって特定される任意の言語である〔藤井 1999：138〕。つまりインドの言語政策は中央政府と各州政府の2つのレベルによって行われている。そしてこのウルドゥー語話者は全国に分散しているため、ウルドゥー語問題は中央と州の両レベルで扱う問題になっている。

## 2. AMU問題

### (1)ムスリムのシンボル

中央政府、州政府ともにインド最大のマイノリティーであるムスリムの動向は、非常に重要である。そこで両政府はムスリム・アイデンティティのシンボルを取り上げることで、ムスリムの不満を解消し、その票を取り込もうと努力する。それではムスリムのシンボルは何であるのか。インド・ムスリムは決して一様ではなく、民族、文化、政治、言語は多様である。しかしその根底にあるのは、地域差や志向する度合いは異なるが、イスラームとウルドゥー語である。特に北インドではこの2点は重視される〔Brass 1991: 75-86, Das Gupta 1970: 92〕。

そしてこの2点に加え、ムスリムにとって重要なシンボルとなっているのが、アリーガル・ムスリム大学 (Aligarh Muslim University、以下 AMU) という教育施設である〔Brass 1974: 223〕。AMU とはムスリム側の独立運動の中心を担った大学である。分離独立後インド領に残ったこの大学に対して、ムスリムは特別な意識を持っている。それはムスリムの諸団体、AMU 関係者の発言からも明らかである。例えば AMU のジャハーン (Qaizar Jahan) 教授は、「AMU はウルドゥー語文学の伝統を守る最高峰であり、ムスリム

は AMU に対して誇りを持っている」<sup>5)</sup>との強い自負心を示している。またムスリムの学生も AMU を目指している。それは AMU のムスリム文化を吸収し、近代教育を伴ったイスラームとウルドゥー語の知識を得ることを目的とした教育内容を考慮してのことである〔Farooqi 1998: 19〕。

以上がムスリム側の AMU に対する認識である。AMU 問題を考察する上で注目すべき点は、AMU が単なるムスリムのための大学ではなく、インド国家にとっても重要な大学であるとの認識があることである。現在、教育問題は中央と州の共通管轄事項となっている。大学 (University) は中央政府の設立と各州の設立の2形態ある。中央政府による設立の国立大学は16校あり、その中に AMU が含まれている〔University Grants Commission : 24-25〕。まずこの形態からみても、AMU がインドの教育施設の中で権威ある大学であることがわかる。

### (2) AMU の地位

このようにムスリムのシンボルの一つは AMU であり、ムスリムは AMU の地位の向上を要求している。AMU 問題は AMU 法によって規定される。AMU は1920年に AMU 法によってムハンマド・アングロ・オリエンタル・カレッジ (Muhammadan Anglo-Oriental College、以下 MAOC) から改名され、大学に昇格した〔AMU ed. 1999: 3〕。その後 AMU 法は1931年、1935年、1941年、1943年、1945年、1951年、1965年、1972年、1981年に改正された〔AMU ed. 1999: 1〕。現在の1981年の AMU 改正法に至るまでには、中央の政権交代、政党内での見解の対立などによってその議論は非常に難航した。

それではムスリムが要求する AMU の問題

とは何か。改正の内容を追いながら問題点を明らかにする。同時に中央政府がこの問題をどのように認識し、政策を採っていったのかを考察する。

AMUの問題とは主に宗教教育、マイノリティの特徴、大学の運営管理に関するものである。ここでは本論の問題意識に沿って最初の2点を取り上げる。そしてこの問題は憲法第3編の基本的人権と深く関わる。まず宗教教育に関してであるが、1920年のAMU法ではムスリムの学生に対して宗教教育を必修にすることが可能であった〔Nigami 1995: 73〕。しかし1951年のAMU改正法によって宗教教育が選択制に変更した。これは憲法第28条3項の「…国家資金から補助をうけている教育施設で学ぶものは、本人の同意…がなければ宗教教育への参加を要求されることはない」<sup>6)</sup>という規定に沿ったものである。つまり中央政府から補助金を受けている教育施設において宗教教育を必修とすることは、インド憲法で禁止されており、AMUは必修宗教教育を廃止しなければならなかったのである〔Maheshavari 2001: 16, 212-213〕。

次の問題点であるマイノリティの特徴は1920年以来保持していたが、1965年改正法によって排除された。これはAMUが憲法で規定された、マイノリティの教育施設ではないことを意味している〔Maheshavari 2001: 37〕。この特徴の問題は、憲法第30条1項の「宗教又は言語にもとづくマイノリティは、みずからの選択で教育施設を設立、管理する権利を有する」に関するものである。

要するにマイノリティの特徴の問題とは、国立大学であるAMUが、同時にマイノリティの教育施設には成り得えるのか、またマイノリティの権利を要求することが可能であるのかということである。

1951年改正法と1965年改正法によって、ムスリムは権利が剥奪されたと認識した。その後の1972年改正法もAMUの「マイノリティの特徴」に言及しておらず、この改正法は「暗黒法」と呼ばれた。こういった批判をうけて同法のさらなる改正に積極的に乗り出したのが、1977年に成立した非会議派であるジャナタ (Janata Dal) 政権であった。選挙キャンペーンの中でもモラルジ・デサイ (Morarji Desai) は、ムスリムに対して「AMUが元来持っていた特徴を復活させるという政策を始めとするムスリムの利益は、新政権になったら最優先されるだろう」と述べている。実際に政権に就いた後に、ジャナタ政権はマイノリティ委員会を設立し、そこでAMU問題を取り上げている。しかしながら1979年に連邦下院でAMU改正法案が審議されたものの、最終的な合意には至らなかった。それでも、「短いジャナタ政権の間、AMU法に関して多くの議論がなされた。政権は初めてインド政治が宗教を超越したという意味において珍しかった」との評価もある〔Maheshavari 2001: 51-56〕。

その後、1980年の総選挙をひかえ、各政党はこのAMU問題を考慮するようになる。それはAMUのマイノリティの特徴を復活させることを示唆した。今までAMU問題に対して消極的であった会議派<sup>7)</sup>は、選挙綱領で「AMUのマイノリティの特徴は保証されるだろう」〔Indian National Congress (I)、以下 INC (I) 1980: 13〕と言及している。ジャナタ党は「東洋とイスラーム研究のための教育施設として大学の自治とオリジナルな特徴を復活させるために、そしてムスリム・コミュニティの教育的、文化的進歩を促進するために、適切な法令を規定することを優先する」と発言している。同様にチャラン・シン (Charan

Singh) のローク・ダル (Lok Dal) は「インディラ・ガンディー (Indira Gandhi) 政権の間、大学を支配していた改正法は取り消されるだろう。もし政権に就いたら、大学のマイノリティの特徴を復活させる」と AMU 問題の解決を示している [Maheshavari 2001: 56]。

インディラ・ガンディー政権では、1972年に続いて再び1981年12月に AMU 法が改正された。その内容の注目すべき点は2点ある。まず第1にマイノリティの特徴を復活させたことである。それは「大学は、MAOCを起源とし、その後 AMU として改編され、インドのムスリムによって設立された教育施設を意味する」[AMU ed. 1999: 3] というものであり、「AMU はインドのムスリムによって設立された教育施設である」ということが確定したのである [Maheshavari 2001: 56]。第2に「大学はインド・ムスリムの教育的・文化的な発展を促進する」[Abrar ed.] との項目が加わったことである。これによって、AMU がムスリムの発展向上に責任を持つことになった点は、注目に値すると言える [Muslim India, Nov. 1984: 527-528]。

この改正法の決定は「インディラ・ガンディー政権による政治的な便宜主義である」[Maheshavari 2001: 216] との指摘もあるが、プラスは「この改正法はほとんどのムスリムの意見を満足させた」[Brass 1990: 234] と評価している。ファローキーはこの改正法について「議会は1981年に改正法を可決し、大学のマイノリティの特徴を復活した。議会在大学に特別なマイノリティの特徴を与えたのはユニークである。そして中央政府は主要な国立大学の1つとして、AMU に全財源を与えた」[Farooqi 1998: 119] と述べている。このように、長年の争点になっていた大学のマイノリティの特徴の問題は解決された。

国立大学の地位を与えられている AMU がマイノリティの特徴にこだわる理由は何であるのか。歴史的背景からみても、AMU がムスリム・アイデンティティの中核を担う重要な教育施設であるため、その設立がムスリム自身によるものでないと定義されることへの不満は容易に理解できる。しかし問題なのはそれだけではなく、マイノリティによる教育施設と認められることで、ムスリムが管理できる独自の入学政策、つまり一種の留保政策を採用することができる点である。この点について人的資源省の教育部門のシニアオフィサーは次のように発言している。「政府はいかなる国立大学においても、特定のコミュニティを優遇する入学政策を認めることはできない。入学問題に関していかなる宗教グループであっても、特別待遇は大学の基準に有害で、パンドラの箱をあけるかもしれない」[Hindustan Times (HT), 2 March 1988] と国立大学とマイノリティの教育施設という2面性による問題点を危惧している。さらに AMU のハシム副大学総長は、「ムスリム留保政策の要求、あるいはムスリムに特別待遇を与えることは、UP ムスリムによるパーキスターン要求と類似している」[HT, 2 March 1988] とまで発言している。

### 3. UP 州のウルドゥー語問題

ここではウッタール・プラデーシュ州 (Uttar Pradesh、以下 UP 州) のウルドゥー語政策に焦点を当て、インド政治において言語がどのように扱われているかを考察する。UP 州はヒンディー語地域の中央部に位置し、インド政治の動向を見るうえで中心的な意義を持っている州である [堀本 1989]。同時に UP 州は分離独立以前のムスリム文化・政治

運動の中心、かつウルドゥー語の中心であった〔Das Gupta 1970: 53-68〕。従って UP 州は北インドのウルドゥー語問題を理解する上で、最も重要な地域であると言える。以下 UP 州

政府のウルドゥー語政策、その問題点と影響を考察する。尚、UP 州における宗教人口と言語話者人口は次の通りである。

表1 1991年の宗教人口と言語話者人口の割合 (%)

|       | ヒンドゥー | ムスリム  | ヒンディー語話者 | ウルドゥー語話者 |
|-------|-------|-------|----------|----------|
| UP 州  | 81.7% | 17.3% | 90.1%    | 9%       |
| インド全体 | 82%   | 12.1% | 40.2%    | 5.2%     |

出典：1991年センサスより作成。（注）現在、2001年センサスが報告されているが、本論の主題である1980年からのウルドゥー語政策とその影響を見る上で必要な数値を掲示するために、1991年センサスを使用した。

### (1)ウルドゥー語政策

独立後 UP 州政府は中央政府<sup>8)</sup>と同様に、ヒンディー語重視政策を進めている<sup>9)</sup>。UP 州の公用語規定は、1951年に採択された UP 州公用語法に始まる。同法は「デーヴァナーガリー文字ヒンディー語は、州政府によって発布される命令、規則、規定、細則、そして州における全ての公的目的に関して使用される言語である」と規定している〔Government of Uttar Pradesh (Govt. of UP) 1963: 24〕。これによってヒンディー語が単独で UP 州の公用語に確定した<sup>10)</sup>。

ここで「公的目的」が具体的に何を指しているかを明確にする必要があるが、同法には詳細に言及されていない。しかしながらここでは1961年に設立された UP 州言語委員会の目的が、教育、行政、公務員試験におけるマイノリティ言語を調査することであったこと〔Govt. of UP 1963: 1-5〕から、以下を公的目的と解釈することが可能である。すなわち、第1に教育に関する言語問題、第2に行政・裁判所・役所などの公的機関における使用言語の問題、第3に公務員試験<sup>11)</sup>である。

この公用語法は「同時に州政府はウルドゥー言語の話者に対して適切な施設を与える」〔Govt. of UP 1963: 24〕と言及しているもの

の、ウルドゥー語の地位を保証するものではなく、ウルドゥー語話者にとって当然受け入れ難いものであった。ウルドゥー語話者とウルドゥー語保護団体はウルドゥー語の状況改善を要求する活動を行ったが〔Government of India, Ministry of Home Affairs 1965: 153-154, 203-207, Muslim India, April 1990: 173〕、UP 州政府によって何ら対策が採られることはなかった。しかし1980年代に入り UP 州政府はウルドゥー語問題を取り上げるようになる。その結果1982年にウルドゥー語政令が、そして1989年に公用語改正法が可決された。このウルドゥー語政策に際して議論となったのが、ウルドゥー語を「第二言語」、あるいは「第二公用語」のどちらに規定するかということであった。「第二言語」と「第二公用語」の違いは、「第二公用語」の方が法的地位が高いことである〔Sonntag 1996: 3, 7〕。

### ウルドゥー語政令

ウルドゥー語政令は1980年に会議派のシン (V.P. Singh) UP 州首相によって指導された。それはウルドゥー語の第二言語の地位を約束した会議派の選挙綱領〔INC (I) 1980〕を履行する際に、さらに一歩進んでウルドゥー語を州の第二公用語にするという政策であった。しかしその政策はインド人民党(Bharatiya

Janata Party、以下 BJP)<sup>12)</sup>とローク・ダルの反対、そして会議派や政府内部からの反対にあった。最終的に UP 州政府はウルドゥー語に第二公用語ではなく、第二言語の地位を与える政令を1982年に公布した〔Indian Express, 10 April 1982〕。しかしこの扱いでさえ BJP と一部の会議派によって強く異議が唱えられた〔Sonntag 1996: 5〕。

その後のミシュラ (Sripat Mishra) 州首相も、ウルドゥー語を第二公用語にする政策を支持し〔Muslim India, Jan. 1984: 46〕、1984年3月22日から議会で審議が行われた。会議派がこのウルドゥー語第二公用語規定法案を提出したにもかかわらず、前回と同様に会議派自身の内部から反対が出た。会議派内の反ウルドゥー語勢力の中心人物は、UP 州閣僚であり、ヒンディー文学会議 (Hindi Sahitya Sammelan) の議長も務めていたヴァースデーヴ・シン (Vasudev Singh) であった〔India Today, 31 May 1984, Sonntag 1996: 5〕。シンは BJP とローク・ダルによる国民民主同盟 (National Democratic Alliance) と呼ばれる組織を作り、法案に反対した。また彼は、「少なくとも州人口の30%が法案を支持していなければ、議会在がそれについて議論する権利は持っていない」<sup>13)</sup>と述べた。彼の主張は BJP とローク・ダルだけでなく会議派の一部からも支持され、最終的には法案可決に至らなかった。〔New Age, 1 April 1984〕<sup>14)</sup>

つまりウルドゥー語法案に関して、野党のみならず、会議派内部での強い反対があったのである。「重要なのは UP 州政府がウルドゥー語を第二公用語にする意志がないということであり、政令はウルドゥー語に法律上低い意味を示す第二言語の地位を与えたことである〔Sonntag 1996: 7〕。与党内でも抵抗があり、ウルドゥー語第二公用語法案は消滅した

〔Hasan 1998: 185〕』という指摘は的を射ていると言える。

このように、ウルドゥー語規定が第二公用語ではなく、第二言語に留まったにも関わらず、ヒンディー文学会議はこれに猛反発した。同団体は「ウルドゥー語政令はヒンディー語の地位を不利にし、ヒンディー語の発展を妨げ、憲法上問題がある」と、アラーハーバード高等裁判所に異議申立てを行った。同裁判所はウルドゥー語政令は違憲であると判決を下した。〔Government of India, Ministry of Home Affairs 1985: 57〕

### 公用語改正法

ウルドゥー語第二言語政令から公用語改正法への動きは1989年9月になって再び活性化される。それはまず9月12日に、UP 州内閣による、「ウルドゥー語に州内における第二公用語の地位を与える」という決定であった。ティワリー (Tiwari) 州首相は記者会見で、「ウルドゥー語言語法案は、次期会期中に議会上程されるだろう。内閣は既に法案の起草に賛成した」と発言した。しかし一方でティワリー州首相は、「政府が選挙の直前にムスリム選挙民の支持を得るために、第二公用語の地位を与えるという手法には同意しない」とも発言している〔HT, 14 Sept. 1989〕。

この内閣の決定に対して、ジャナタ・ダル党首のシン<sup>15)</sup>は「UP 州政府がウルドゥー語に第二公用語の地位を与えることは選挙ギミックではあるが、それにもかかわらずこれを歓迎する」と述べた。しかし、「ミシュラ、ティワリー、シン (Bir Bahadur Singh) を含む一連の州首相が主導権をとらなかったことを考慮すると、会議派が声明の実行にあくまで固執するかどうかは不安である」と述べた〔HT, 16 Sept. 1989〕。

その後、ウルドゥー語法案は州下院議会に

移され審議された。1980年代の政令公布から一貫して強く反対してきたBJPは、今回も政府攻撃に回った。同党は政府の決定が非合法で中央の政策に反すると、州下院議会での法案提出に反対した。党スポークスマンは、「大統領の同意が不可欠で、それなしに法案を可決することは下院議会の権限を越える」<sup>16)</sup>と発言した〔HT, 29 Sept. 1989〕。

法案の審議過程で、バダーユーン (Badaun) ンにあるヒンドゥー系大学のシュリ・クリシュナ・カレッジ (The Sri Krishna College) の学生によるウルドゥー語法案の反対運動が起こった。この運動はRSS (Rashtriya Swayamsevak Sangh、民族奉仕団の意) の組織である全インド学生会議 (The Akhil Bharatiya Vidyarthi Parishad) によって後援されていた。またシュリ・クリシュナ・カレッジの学生はUP州政府の提案に反対して、県行政長官にメモランダムを提出するなどの抗議活動を行った〔HT, 29 Sept. 1989〕。

これに対してムスリム側は直ぐに反応し、イスラミーヤ・インター・カレッジ (Islamia Inter College) の学生は政府決定を支持する行進を行った。途中彼らは反ウルドゥー語者グループに直面し、その結果生じた衝突は一週間で60人以上の死者を出すに至った。このウルドゥー語支持者と反ウルドゥー語支持者の対立は、バダーユーンでの暴動に発展した〔The Illustrated Weekly of India, 22 Oct. 1989: 34-35〕。

このバダーユーン暴動についてBJPの指導者グプタ (Rajendra Kumar Gupta) は、「法案は州内のコミューナル・ハーモニーを乱しており、バダーユーンの暴動は正にその例である。昨日の暴動に関する公正な調査を要求する」〔HT, 30 Sept. 1989〕と述べた。またBJPメンバーは、「1つの州に、1つの言語。第

二言語は必要ない。」というスローガンを掲げ反対した〔Times of India, 30 Sept. 1989〕。このように言語問題がウルドゥー語支持者のムスリムとヒンディー語支持者のヒンドゥー間のコミューナル対立を生んでいることがわかる。

しかし結局はBJPの強い反対を押し切って、9月29日に州下院議会は、UP州公用語(改正)法案を可決した〔HT, 30 Sept. 1989〕。最終的に10月4日に州上院議会でUP州言語(改正)法案 (The UP Language [Amendment] Bill) が可決された。

法案可決後、ティワリー州首相は反対勢力のBJPとヒンディー語話者を強く意識した発言をしている。彼は「ウルドゥー語は州内のヒンディー語話者に強いられることはない」と強調した。さらに「ウルドゥー語が今後押し付けられる、あるいはウルドゥー語言語教育が義務になるという説示は政治的なプロパガンダである」と繰り返し発言した。法案に強く反対していたBJPに対しては、1981年にビハール州政府がウルドゥー語を第二公用語と宣言した例を挙げ、「ビハールのBJPは法案を受け入れている。UP州のBJPメンバーは反論を撤回するように」と訴え、「ビハールでは1981年に法令が導入されて以来、論争もアジテーションもない」と説明した。さらにティワリー州首相は、「法案は選挙の人気取りではなく、1984年のウルドゥー語話者との約束の履行である。法案は州のウルドゥー語話者人口の熱望を果たすためにもたらされた」〔HT, 4 Oct. 1989〕と可決の理由を繰り返し述べた。

しかしBJPは法案を与党の選挙のための人気取りとみなし、「法案は政府に対して過剰な権限を付与し、州政府は優先すべき大統領の許可を得ようとしなさい」〔HT, 4 Oct.



1989) と指摘し、憲法上問題があると再び反論した。さらにウルドゥー語法案をコミュニナリズムと同一視し、「会議派はコミュニナリズムを奨励している。バダーユーンがまさにその例である」〔HT, 22 Oct. 1989〕と発言している。

## (2)ウルドゥー語政策の問題点と影響

それでは1980年以来採られてきたウルドゥー語政策は、UP州のウルドゥー語問題を改善するのに役立つものであったのだろうか。また同法はUP州政治にどのような影響を与えているのだろうか。

表2 1982年政令と1989年公用語改正法の比較

| UP. Ordinance No.20 of 1982<br>1982年ウルドゥー語政令 | 1989年公用語改正法                               |
|--|---|
| ①一般の人々によってウルドゥー語で提出された申込書を受け入れること            | ①ウルドゥー語での請願書、申込書を受け入れ、そしてその返答をウルドゥー語で行うこと |
| ②登録のためにヒンディー語のコピーを付けたウルドゥー語の文書を受け取ること        | ②登録事務所でウルドゥー語の文書を受け取ること                   |
| ③重要な政府の規則、規定、通知を公表すること                       | ③重要な政府の規則、規定、通知をウルドゥー語で公表すること             |
| ④重要な政府広告を発行すること                              | ④政府命令と公的に重要な回覧状をウルドゥー語で公布すること             |
| ⑤政府官報をウルドゥー語に訳すこと                            | ⑤重要な政府広告をウルドゥー語で発行すること                    |
|  | ⑥政府官報のウルドゥー語訳を発行すること                      |
|  | ⑦重要な標識をウルドゥー語で掲示すること                      |

出典：The Twenty-Second Report For Linguistic Minorities In India By the Deputy Commissioner the Commissioner (For the period July 1981 to June 1982), Ministry of Home Affairs, New Delhi, 1984, p.37, 及び Report of the Committee To Examine Implementation of the Recommendations of Gujral Committee for Promotion of Urdu 1990 (以下 Report of CEIRGCPU), Ministry of Human Resources Development, New Delhi, 1990, p64.

表2のように1989年の公用語改正法は1982年政令と同様に、公的機関での問題について言及しているだけであり、両者の相違点は結局のところないと言える。グジュラル報告の実施状況を調査する委員会は、「公用語改正法で規定されたウルドゥー語使用のための対策が何ら採られていない」と、1990年に報告している〔Report of CEIRGCPU 1990: 69, 99〕。つまり、唯一州で規定されている公的機関でのウルドゥー語使用に関して、結局は実施されていないのである。

しかも依然として同法は、公用語問題で重要な公務員職の試験、教育問題には触れていない。この点についてジャハーン教授は「1989年の公用語改正法には公務員試験をウルドゥー語で受けることができる制度がない。従っ

てこの改正はウルドゥー語話者にとって無意味である」と述べている。さらに教育問題に関しても、「教育現場における言語問題は三言語定則によって決められているため、公用語改正法はウルドゥー語話者を擁護するものではない」と述べている<sup>17)</sup>。同様にラティフィは、「ウルドゥー語教育に関する条項がない」〔Latifi 2001〕と、教育問題の改善が図られておらず、この改正法が無意味であると指摘している。

これとは反対に、AMUのキショーレー(Amina Kishore)教授は、公用語改正法は意味のあるものと認識している。その理由に、「ウルドゥー語教師の養成のために、州の公的な援助がある」ことを挙げている。しかしウルドゥー語教師の養成は十分ではないが、

以前から UP 州で行われており、今回の改正法によって行われるようになったのではない。また「中央政府によってウルドゥー大学<sup>18)</sup>が設立された」点を指摘している<sup>19)</sup>が、これは中央政府によるもので今回の UP 州の法令とは関係がないのである。

要するに公用語改正法はウルドゥー語話者にとって、状況を改善するものではなかったと結論することができる。アンサーリー (M.Hamid Ansari) 副大学総長の分析も同様の結論を出している。彼は「ウルドゥー語は確かに第二公用語になり、表向きにはウルドゥー語問題は解決したように見えるが、現実にはウルドゥー語問題はまだ重要な課題として残っている」と述べている。そしてその理由を、「雇用問題や政治状況が改善されていないため、ムスリムの状況も改善されていない」と、ウルドゥー語話者であるムスリムの状況を説明している。さらに法案の可決について、「これは政治的なジェスチャーであり、実際には UP 州政府はウルドゥー語を制限しようとしている。それはウルドゥー語がムスリムと、さらにはパーキスターンと関係しているからである」と指摘している<sup>20)</sup>。

UP 州政府はムスリムの票を取り込むために、形式上ウルドゥー語を保護する第二公用語規定を行ったとの見解 [Russel 1999] が大半を占めている。その後 UP 州政治には、2つの大きな変化があった。第1に、法案可決後の UP 州選挙では1980年以来会議派政権が続いていたが、ムラヤム・シン・ヤダヴ (Mulayam Singh Yadav) の非会議派政権が誕生した。

第2はハッサンが「新しい法令は、バダーユーンでコミユナル暴動を引き起こした」 [Hassan 1998: 185] と指摘しているように、ウルドゥー語問題によってヒンドゥーとムス

リムのコミユナル問題を激化させたことである。ウルドゥー語問題について、「ヒンドゥーがウルドゥー語を排除しようとするのは、コミユナルな意識からではなく、公務員職の競争率が上がることを懸念しているためである」<sup>21)</sup>との指摘がある。この実益を重視した結果という指摘は、ウルドゥー語とムスリムの結びつきが最も強い UP 州においては、適切ではないと言える。コミユナル対立が起きたことから明らかなように、ヒンドゥーはウルドゥー語にコミユナル意識を持っている。それどころか、「ウルドゥー語は外国語であり、分離独立の原因である」 [Muslim India, Feb. 1984: 94]、さらに「ウルドゥー語規定は二民族論に類似している」 [HT 22, Oct. 1989] という認識すらある。

しかも会議派は選挙で敗北した。その会議派大敗の要因は何であるのか。会議派の伝統的な支持基盤は指定カースト (ハリジャン) とムスリムである [Brass 1990: 127-129, 237-239]。会議派は今回の選挙の票獲得のために、次の2点を行ったと分析されている。第1にマイノリティ (ムスリム=筆者) 対策として、ウルドゥー語を第二言語にすること、第2にマジョリティ・コミユニティ (ヒンドゥー=筆者) への対策として、アヨーディヤーにあるラーマ寺院に基石の設置を許可することである。しかしアヨーディヤーの聖地をめぐるヒンドゥーとムスリム間の論争によって生じた過剰な意識のために、結局ウルドゥー語に対する動きは、ほとんど顧みられることもなかった [HT, 21 Nov. 1989]。つまり会議派の大敗はムスリム支持を失ったことによるところが大きい。そのムスリム票は BJP を除く他の政党へ、特にジャナタ・ダルに流れている [India Today, 31 Dec. 1989: 42-43]。

表3 UP 州議会選挙結果

| 政党名            | 1985年 |     | 1989年 |     |
|----------------|-------|-----|-------|-----|
|                | 総議席   | 425 | 総議席   | 425 |
| 会議派            |       | 269 |       | 94  |
| ジャナタ・ダル        |       | 20  |       | 208 |
| BJP            |       | 16  |       | 57  |
| インド共産党         |       | 6   |       | 6   |
| インド共産党（マルクス主義） |       | 2   |       | 2   |
| ジャナタ党          |       | 20  |       | 1   |
| ローク・ダル（B）      |       | 84  |       | 2   |
| バフジャン・サマージ党    |       | －   |       | 13  |
| その他            |       | 28  |       | 42  |

出典：Election Commission of India, *Statistical Report on General Election, 1989 to The Legislative Assembly of Uttar Pradesh*, 及び *Statistical Report on General Election, 1985 to The Legislative Assembly of Uttar Pradesh*。(2002年11月25日、<http://www.eci.gov.in/archive/seni> にアクセス。)

要するに、会議派はヒンドゥーとムスリム両者の票の取り込みを図ったのである。しかしその政策は、二兎を追う者は一兎をも得ず。という言葉のごとく、いずれからも支持を得るのに失敗している。そしてムスリムの間でも会議派がムスリムの利益を擁護してくれるという意識すらほとんど生まれなかったことになったわけである<sup>22)</sup>。

会議派政権は、セキュラリズムを採っているインドにおいて、特定の宗派を対象とした政策を採ることができないために、ウルドゥー語を取り上げた。しかしその結果は、ウルドゥー語話者の状況を改善するどころか、ヒンドゥーとムスリム間の対立とムスリムの会議派離れを生んだ。

## おわりに

本論はインド政治の構図と言語問題を扱ってきた。特にUP州におけるウルドゥー語問題に焦点を当て、それを通してムスリム問題

がどのようにして政治の領域で扱われるかを明らかにした。会議派のウルドゥー語政策は、結局のところ実質を伴った意味のあるものではなかった。会議派はAMU問題とウルドゥー語問題をシンボルとして取り上げ、それらの問題を形式上解決することで、ムスリム票を得られると想定していた<sup>23)</sup>。しかしながらムスリムにとっては、たとえ理念を尊重されたとしてもそれだけでは不十分であり、むしろ雇用問題や教育問題の改善など現実的な問題の方がより重要であったのである。

1980年代に入り急速にヒンドゥー・ナショナリズムが台頭してきている。そしてこのヒンドゥー・ナショナリズムがインドのセキュラリズムを脅かすと懸念され、その担い手である政党のBJPは批判を受けている。

しかしながら、セキュラリズムを理念に掲げている会議派の政策も、必ずしもその理念を貫くものではなく、会議派が選挙対策のために宗教的アイデンティティを利用している点も、指摘されねばならない。それは本論で

考察してきたウルドゥー語問題を、会議派が政治の手段として用いていることから明らかである。

要するに、宗教問題に対する立場が対極に位置すると認識されているにもかかわらず、この2つの政党に共通している点は、特定の宗教団体の取り込みを図っていることである。そしてこの政治の構図がインドの抱える最大の課題の1つであり、インドのセキュラリズムを根底から覆す問題になっているのである。

## 注

- 1) 現在、ムスリムを支持基盤とするムスリム連盟は、ケーララ州の地域政党として存在しているが、同党の勢力は実質的にケーララ州のみに限定されている〔三輪（広瀬編）2001: 83-84〕。
- 2) 「セキュラリズム」とは政教分離主義と訳すことができるが、欧米における定義とは異なる。ここでは「セキュラリズム」のまま使用する。
- 3) これと反対の動きとして、ガンディーは独立運動のシンボルとなる国民語に、ヒンドゥーとムスリムの対立を考慮して、ヒンドゥスターニー語の採用を提案した〔Gandhi 1956: 3-7, 52-54, 97〕。尚、会議派も1920年のナーグプル決議から分離独立直後まで、この提案を支持していた〔Mitra ed. 1988: 165〕〔Zaidi eds 1980: 406-407〕。ヒンドゥスターニー語とはサンスクリット語とペルシャ語からの過度の借用を避け、デーヴァナーガリー文字とウルドゥー文字の両方の文字を使用した言語である〔Kubchandani 1997: 93〕
- 4) 逆の現象がシク教徒とパンジャービー語との関係である。すなわちほとんどのシク教徒がパンジャービー語を使用しているが、パンジャービー語話者にはヒンドゥーもムスリムもいる。従ってパンジャービー語自体は特定の宗教と結びついてはいない。
- 5) 筆者によるジャハーン教授（ウルドゥー語学科）へのインタビュー、2002年3月21日、AMUにて。（以下ジャハーン教授へのインタビュー。）
- 6) インド憲法を解釈するにあたり、孝忠延夫『インド憲法』関西大学出版部、1992年を参照した。
- 7) 会議派は1978年1月2日に会議派(I)と会議派(S)に分裂した〔堀本 1997: 40-44〕。以下会議派(I)を会議派と記す。
- 8) 基本的に中央政府はヒンディー語重視の立場をとっているが、1972年にウルドゥー語に配慮を示した政策を行った。それはウルドゥー語問題の調査、改善を目的としたグジュラール委員会の設立である。しかしこの委員会の設立は形式的なものにすぎないと一般にはみなされている。さらに同報告書はウルドゥー語の保護を奨励しているが、それに対しても委員長であるグジュラールがウルドゥー語を擁護することでウルドゥー語話者であるムスリムの支持を得ようとしたにすぎないと批判すら出ている〔Latifi 2001〕〔Russell 1999〕。
- 9) UP州のヒンディー語重視政策とは、この公用語規定〔Das Gupta 1970: 53-68〕と、本来の定義と異なった三言語定則の実施〔Russell 1999〕を意味する。
- 10) バリはこの公用語規定を「言語ファシズム」と表現し、「分離独立の悲劇よりもさらに悲惨である」と述べている〔Bari 1997: 144〕。
- 11) この3分野に関してシャルマーは、第3の分野が最も重要であると述べている。すなわち、「公用語問題とは雇用問題と直結し、公務員職とその試験が最も重要な問題である」と指摘している。筆者によるシャルマー（M.P. Sharma）博士（ヒンディー語学科）へのイン

タビュー、2002年3月14日、Jami Milia Islamiaにて。(以下シャルマー博士へのインタビュー。)

- 12) BJPの前身であるインド大衆連盟 (Bharatiya Jana Sangh、以下BJS)は「ウルドゥー語はヒンディー語の単なる一つのスタイルである。ウルドゥー語はデーヴァナーガリー文字で書かれるべきである」との見解を示している。また1971年の選挙綱領で、「BJSはウルドゥー語の促進に注意を払い、法律に基づいて施設を与えることを保証する。しかしながら、ウルドゥー語を、UP州、その他の州の第二公用語にすることには反対する」と明示していた。〔Bharatiya Jana Sangh 1973: 22, 184〕
- 13) 州内のマイノリティ言語の承認に関して、1955年に州再編成委員会は、「ある言語が州第二言語としてみなされるのは、話者人口が州全人口の30%に達してからである」と提案した。その後、中央政府はこの提案を支持し、州政府に対してこれに従うよう勧めた。UP州政府もこの提案を支持したため、ウルドゥー語問題の議論に際しては、ウルドゥー語話者の数が指摘されるようになった。〔Govt. of UP 1963: 24〕
- 14) ただし、ここでは *Muslim India*, May 1984, p.236より引用した。
- 15) ジャナタ・ダルは1988年末に会議派から離脱したシンを党首とする政党として誕生した。〔吉田 (広瀬編) 2001: 49-56〕
- 16) この発言は憲法第347条〔州の人口の一部によって話されている言語に関する特別規定〕を指している。その内容は、「州人口の相当数が使用している言語を、当該州によって公認されることを要求している場合、大統領は公認する旨を指令することができる」というものである。例えば州内のマイノリティ言語話者が、州議会で認められない場合に、その地位を得るために大統領に嘆願し、大統領がそ

の要求を認めることができるというものである。しかし BJPのこの発言は、347条の主旨とは異なっていると思われる。

尚、これまでのUP州のウルドゥー語政策は、憲法第345条の「…州内における公用語は州議会で決定することができる」という規定に沿ったものである。

- 17) ジャハーン教授へのインタビュー。
- 18) これは1998年に設立された国立大学である *Maulana Azad National Urdu University* を指している。
- 19) 筆者によるキショーレー (英語学科) 教授へのインタビュー、2002年3月21日、AMUにて。
- 20) 筆者によるアンサーリー AMU 副大学総長へのインタビュー、2002年3月21日、AMUにて。
- 21) シャルマー博士へのインタビュー。
- 22) ジャハーン教授は前述したように、「ウルドゥー語第二公用語規定は無意味である」と指摘し、「ムスリム票の取り込みのためである」と明言している。しかし依然として会議派支持の立場であると、次のように述べている。「現在、UP州には会議派に代わる政党として社会主義党 (*Samajwadi Party=SP*) があると認識されている。しかし私たちにとって、SPより会議派の方がまだ良い。会議派は伝統を持つ政党である。会議派には歴史があり、統治能力がある。SPには統治能力がなく、政策運営をする上でより多くの時間がかかってしまう」と述べている。つまりムスリムの著しい会議派離れがある中で、反対にムスリムの知識人層は依然として会議派を支持しているのである。
- 23) ティワリー州首相は「党の政治的な業績とセクラーナ特徴によって、マイノリティは会議派に投票するだろう」と、マイノリティ票の獲得に自信を示していた〔HT 22 Oct. 1989〕。

参照文献

- Abrar, Rahat ed., n. d., *Aligarh Muslim University: Some Steps Forward*, Delhi, Public Relations Office, AMU.
- Ahuja, Gurdas, 1996 *Bharitya Rajneeti Aur Bhajapa Ka Aagan*, New Delhi, Ram Company.
- Aligarh Muslim University ed., 1999 *The Aligarh Muslim University Act, 1920*.
- Bari, Syed Abdul., 1997 "Urdu: A Victim of Linguistic Fascism", Singh, Sanghasen ed., *Language Problem in India*, New Delhi, Institute of Objective Studies.
- Basu, Durga Das, 2000 *Introduction To The Constitution of India*, New Delhi, Wadhwa and Company Law Publishers.
- Bharatiya Jana Sangh, 1973 *Party Documents 1951-72*, Vol.1, New Delhi.
- Brass, Paul R, 1974 *Language, Religion, Politics in North India*, Cambridge, Cambridge University Press.
- 1990 *The Politics of India Since Independence*, Cambridge, Cambridge University Press.
- 1991 *Ethnicity and Nationalism: Theory and Comparison*, New Delhi, Sage Publications.
- Das Gupta, Jyotirindra, 1970 *Language Conflict and National Development*, Berkely, University of California Press.
- Farooqi, M. N., 1998 *My Days at Aligarh*, Delhi, Idarah- I Adabiyat-I Delhi.
- 藤井毅 1990 「イギリス植民地下の北インド社会と言語」『歴史評論』481号、1990年5月
- 1999 「現代インドの言語問題」『ことばと社会』1999年2号、三元社
- Gandhi, M.K., 1956 *Thoughts on National Language*, Ahmedabad, Navajivan Press.
- Government of India, *Census of India*, 1991.
- Government of India, Ministry of Home Affairs, 1965 *Report of the Commissioner for Linguistic Minorities (Seventh Report)*, Delhi, The Manager of Publications.
- 1985 *The Twenty- Fourth of Commissioner for Linguistic Minorities*, New Delhi, Govt. of India Press.
- 1992 *The Twenty-Ninth Report of the Commissioner for Linguistic Minorities in India (July1988- June 1989)*, New Delhi, Govt. of India Press.
- Government of India, Ministry of Human Resources Development, 1990 *Report Of The Sub-Committee To Examine The Recommendations Of The Committee For Promotion Of Urdu 1975 (Gujral Committee)* , New Delhi, Govt. of India Press.
- 1998 *Annual Report 1997-98*, New Delhi.
- 1990 *Report of the Committee To Examine Implementation of the Recommendations of Gujral Committee for Promotion of Urdu 1990*, New Delhi, Govt. of India Press .
- Government of Uttar Pradesh, 1963 *Report of The Uttar Pradesh Language Committee*, Lucknow, Superintendent, Printing and Stationery.
- Hardy, P., 1972 *The Muslims of British India*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Hassan, Zoya, 1998 *Quest for Power: Oppositional Movements& Post- Congress Politics in Uttar Pradesh*, Oxford University Press.
- Hindustan Times*, 1988-1989 New Delhi, The Hindusutan Times Ltd.
- 広瀬崇子 1994 「インドにおけるヒンドゥー・ナショナリズムの台頭－インド人民党を中心に」『アジア経済』35巻3号、アジア経済研究所

- 広瀬崇子（編著）2001『10億人の民主主義』お茶の水書房
- 堀本武功 1989 「インド革命党の台頭－ウッタール・プラデーシュ州の政治経済変化とカースト」『アジア経済』30巻3号、1989年3月
- 1997『インド現代政治史』刀水書房
- Illustrated weekly of India*, 1989 Mumbai.
- Indian Express*, 1982 Mumbai, Indian Express Newspapers Ltd.
- Indian National Congress (I), *Election Manifesto 1980*, All India Congress Committee.
- Indian National Congress (I), *Election Manifesto 1984*, All India Congress Committee.
- India Today*, 1984, 1989 New Delhi, Living Media.
- Kaviraj, Sudipta, ed., 1997 *Politics in India*, New Delhi, Oxford University Press.
- King, Christopher R., 1994 *One Language, Two Scripts: The Hindi Movement in Nineteenth Century North India*, New Delhi, Oxford University Press.
- Khan, Abdul Rashid, 2001 *The All India Muslim Educational Conference: Its Contribution to the Cultural Development of India Muslims 1886-1947*, Karach, OPU.
- Khubchandani, Lachman M. 1997 *Revisualizing Boundaries :A Plurilingual Ethos*, New Delhi, Sage Publications.
- Kothari, Rajni, 1970 *Politics In India*, New Delhi, Orient Longman.
- 孝忠延夫 1992『インド憲法』関西大学出版部
- Latifi, Danial, 2001 "Urdu in India", *Economic and Political Weekly*, Vol.36 No.7, 17 February 2001, Mumbai, Sameeksha Trust, pp.533-534..
- Maheshavari, Anil, 2001 *AMU Perfect Past and Precarious Present*, New Delhi, UBS Publishers.
- Mitra, H. N. ed., 1988 " *The Indian Annual Register*, Vol.1, New Delhi, Gian Publishing House.
- Muslim India*, 1984, 1990 New Delhi, Syed Shahabuddin.
- 三浦信孝（編）1997『多言語主義とは何か』藤原書店
- 宮原辰夫 1998『イギリス支配とインド・ムスリム』成分堂
- Nigami, Khaliq Ahmad, 1995 *History of the Aligarh Muslim University*, Vol.1, Delhi, Mohammad Ahamad for Idarah-i Adabiyat-i.
- Rahman, Tariq, 1997 *Language and Politics in Pakistan*, Karachi, Oxford University Press.
- Rai, Alok, 2001 *Hindi Nationalism*, New Delhi, Orient Longman.
- Rai, Amrit, 1984 *A House Divided: The Origin and Development of Hindi/ Hindavi*, Oxford University Press.
- Robinson, Francis, 1974 *Separatism among Indian Muslims*, Delhi, Cambridge University Press.
- Russell, Ralph, 1999 "Urdu in India since Independence", *Economic and Political Weekly*, Vol.34, No.1-2, 2-8/9-15 January 1999, pp.44-47.
- Shan, Muhhnmad, 1990 *The Indian Muslims: A Documentary Record*, Vol.10, Meert, Meenakhi Prakashan.
- Sonntag, Selma K., 1996 "The Political Saliency of Language in Bihar and Uttar Pradesh", *Journal of Commonwealth & Comparative Politics*, Vol.34, No.2, July 1996, London, Frank Cass, pp.1-8.
- 坂田貞二 1988「国民統合と宗教運動－ア－リア・サマージによるネットワークの形成」佐藤宏（編）『南アジア現代史と国民統合』アジア経済研究所

鈴木義里 2001 『あふれる言語、あふれる文字－  
インドの言語政策』、右文書院

*Times of India*, 1989 Mumbai, Bennett, Coleman &  
Co. Ltd.

田中克彦 1991 『言語の思想－国家と民族のこ  
とば』 岩波書店

University Grants Commission, n.d., *Annual Report*  
*1999-2000*, New Delhi.

Zaidi, A. M. eds., 1981 *Encyclopaedia of the Indian*  
*National Congress*, Vol.13, New Delhi, S.  
Chand and Company.

Van der Veer, Peter, 1998 *Religious Nationalism:*  
*Hindus and Muslims in India*, Delhi, Oxford  
University Press.



## コメント

林田論文は修士論文の主要部分を抜粋して一部書き改めたものである。本論文は議会制民主主義を採用し、かつセキュラリズムを国是とするインドにおいて、一党優位体制を維持していた国民会議派が、いかにして宗教を前面に出さずに実質的にムスリムの支持を獲得するためのコミユナルな政策を採ったかを分析したものである。そしてその鍵となったのがウルドゥー語であった。言語は元来宗教的には中立的なものであるはずだが、ウルドゥー語に限ってそれは特定の宗教、すなわちイスラーム教と密接に結びついている。しかもその結びつき自体が政治的にできあがったものであると、筆者は指摘している。

本論文は以下の点において優れている。第1に、宗教と言語の結びつきという着眼点である。近年ヒンドゥー・ナショナリズムやイスラーム・ファンダメンタリズムが注目されているが、そこまで露骨に宗教勢力が台頭する前にすでに会議派が言語政策という「セキュラーな政策」を使って宗教を政治に取り込んでいた事実を指摘したことである。

第2に、先行研究や文献を丹念に追っている点である。筆者は日本はもとよりインドや欧米でのこれまでの言語政策に関する研究成果を綿密に追った上で、自らの研究を位置付けて論理を展開している。

第3に、このような研究には資料的限界がつきものであるが、それを現地調査で補っている点である。9.11やグジャラート州での「コミユナル暴動」などに伴う困難な状況の中で精一杯資料収集を行ったことは高く評価されてよい。

しかし、限界もある。第1は、インド政治におけるウッタール・プラデーシュ (UP) 州の位置付けが明確に示されていない点である。インド最大の人口をもつ UP 州はまた貧困州

としても知られ、かつ長らくインド政治の中心的地位を占めていた。筆者はなぜ UP 州を選んだのかについて納得のいく説明をしていない。

第2は、ムスリムを一枚岩として扱っている点である。ムスリムは長らくまとまった票田として扱われてきたが、近年ムスリムの中も社会的地位や地域によって多様であることが明らかになってきた。ウルドゥー語問題やアリーガル大学の問題はムスリム・エリートが関心をもつ争点である。それでは、最も社会的地位が低いといわれる低階層のムスリムにとって、会議派の政策は何を意味していたのかに言及すべきであった。

第3に、会議派の政策を扱いながらも、会議派内や政府の政策決定過程に全く言及していない点である。会議派がどのような思惑をもってこのような政策決定を行ったのか、誰の考えだったのか、党内ではどのような論議が交わされたのか、などを分析すべきであった。

今後は政党論、政治過程論、政策決定論などの政治学の理論もふまえて、さらに飛躍してほしい。

(広瀬崇子)